

米国子会社の 会計・税務

KWC パートナーズ, LLP 会計事務所

織岡 三知夫 (Michio Orioka)

KWC Partners, LLP パートナー
8年にわたり、日本の大手商社にて信用調査、経理、先物取引、海外駐在等の経験を積んだ後、当事務所に加わる。会計ソフト Quickbooks Pro の講師としても活躍。有力新聞にも多数寄稿。国際取引・税務に明るく、国際ビジネスに関して豊富な経験と知識を有している。

第 15 回 医療改革法 (Health Reform Law) が日系企業と駐在員に与える影響 (その 1)

3月23日に大統領が署名した医療改革法には今後10年に亘る様々な法改正が織り込まれている。一般には、国民皆保険の導入と保険システムの拡大ととられがちだが、それに伴う政府の資金手当てである増税、違法事例に対する罰金、報告義務などが含まれている。本法律は承認されて実施されることが確実なものの内容が広く多岐に及ぶことから、2011年以降に実施される内容の明細はいまだ不明な点が多い。一方で、法律は2010年9月23日から実施される内容も含み、これらはまったなしで開始されたので、2010年～2011年実施のそれらの概要を2回に分けて御紹介したい。

(2010年より実施される項目の一部)

(A) 健康保険に加入できる人

- (1) 子供が親の健康保険に家族として加入できる年齢が25歳(26歳になる前)までに延長された。
- (2) 既往症 (Pre-existing condition) がある場合にこれまでは保険会社が健康保険加入を拒否したため、必要なのに無保険の人々が多かったことを是正するため、こうした人々が一定の条件を満たせば、既往症保険 (Pre-Existing Condition Insurance Plan) に加入できることになった。
- (3) 18歳以下の子供については既往症を理由に保険加入拒否を禁止した。

法案には Grand Fathered Provision (3月23日以前に契約されその後変更されていないプランについては、内容を変更しなくてもいい条件があるが、Grand Fathered Provision の適用によつては、上記も含め様々な条件が、例外扱いで旧約款通り運営されることが許可される可能性が残されており、今後の施行で様々なルールが明確になっていくであろう。

(B) 健康保険付保を行う小規模企業に対する税額控除

2010年より健康保険加入をしている小規模企業、事業主に対し一定条件を満たせば、税額控除が与えられる。

(条件)

- (1) 従業員はフルタイム従業員25名以下の企業 (注、ハーフタイム従業員が50名でもOK)
- (2) (株主を除く) 従業員の平均賃金が年 \$ 50,000 以下であること
- (3) 雇用主が少なくとも50%以上の健康保険費用の負担をしていること

(税額控除金額)

- (1) 2010年は最大会社負担保険料の35%まで。2014年には最大で50%まで。(営利団体の場合)
- (2) 平均賃金が \$ 25,000 から \$ 50,000 の間で税額控除額が漸減する。

(税額控除請求 Form)

税額控除は法人税申告書に添付する Form 8941 Credit for Small Employer Health Insurance Premiums (9月17日現在ドラフト) に上記計算結果を記載して、申請をする。これが General Business Credit (Form 3800) に流れてその他税額控除と同様な取り扱いになる予定。フルに控除が取れる場合は、\$ 30,000 の費用でも \$ 10,000 のクレジットになるため、課税所得のある平均賃金レベルが上記の範囲に納まる小企業にとっては大きな節税効果があるだろう。

(注: 本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。)